

装管調第8337号
令和3年6月3日

大臣官房各課長
各局庶務担当課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部装備計画部装備課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部会計課長
防衛装備庁内部部局の課長等
各研究所総務課長(航空装備研究所を除く)
航空装備研究所会計課長
各試験場長

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
(公 印 省 略)

調達等関係業務に従事している職員に対する教育等の実施について（通知）

標記について、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領に関する教育等の資料を別冊及び別紙のとおり定めたので、関連文書別紙第8項に定める教育等を実施する際の参考とされたく通知する。

なお、装管調第2401号（29. 2. 28）は廃止する。

関連文書：防経装第8303号（19. 8. 30）

添付書類：1 別冊

2 別紙



防衛装備庁

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む
業界関係者等と接触する場合の対応要領について
（不適切事案を踏まえた対応）

令和3年6月
防衛装備庁調達管理部調達企画課

■ 目 次

● はじめに	 2
● 資料の活用	 2
1. 入札談合防止	 3
2. 不適切事案の概要等	 7
● UH-X事案	 8
● 艦載ヘリ事案	 11
3. 業界関係者等と接触した場合の対応要領〔Q&A方式〕	 13
Q1_対応要領に定められた留意事項等はなぜ行わなければならないのか？	 14
Q2_対応要領の対象となるのはどのような職員か？	 15
Q3_「業界関係者等」の範囲は？	 16
Q4_業界関係者と接触してもよい場合とは？	 17
Q5_業界関係者と接触する場合に留意しなければならないこととは？	 18
Q6_業界関係者と接触してもよい場所は、どのような場所ですか？	 19
Q7_業界関係者との接触の方法、留意事項は？	 20
Q8_業界関係者と接触した際必要となる報告とは？	 22
Q9_対象者一覧表の作成とは？	 23
Q10_課室等の長への報告を省略できる範囲とは？	 24
Q11_課室長がやるべきことは？ また、監査実施部門の長がやるべきことは？	 25
Q12_業界関係者と不適切な接触をするとどうなるのか？	 26
事例紹介（イージス・アショア構成品選定に係る報告漏れ）	 27
● おわりに	 28

■ はじめに

- 平成24年度に発覚した陸上自衛隊新多用途ヘリコプター（UH-X）開発事業の企業選定に係る事案（以下「UH-X事案」という。）は、旧技術研究本部の職員による入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）違反及び業界関係者等との不適切な接触があった、極めて問題のある事案です。
- また、平成27年10月から平成28年12月の間に実施された多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定に係る特別防衛監察（以下「艦載ヘリ事案」という。）では、業界関係者等からの働きかけはなかったものの、機種選定の公正性が十分に確保されていない状況が確認され、当時の海上幕僚長等が処分されました。
- 本資料は、こうした事案の反省を踏まえ、官製談合防止及び業界関係者と接触する場合の留意事項を定めた規定※（下位規則を含め、以下「対応要領」という。）のポイントをまとめた周知のための資料です。

〔※調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。19.8.30）〕

- 調達等関係業務に従事する職員は、入札談合防止及び業界関係者等との対応に対する正しい理解と意識向上のため、本資料を活用してください。その他の職員についても、入札談合や業界関係者等との接触に関し、全く無関係とは限りません。そのため、本資料を同様に活用することをお勧めします。

■ 資料の活用

「通達の第●項参照」という意味です。

- 本資料では、必要に応じて根拠規定を確認できるよう、マーク（**通達●**）を用いて条項等を記載しています。

通達●	調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）（防経装第8303号。19.8.30）
通知●	調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）（装管調第89号。27.10.1）

1. 入札談合防止

■ 「入札談合等関与行為」と「入札等の公正を害すべき行為」の違いとは？

○ 入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項）

次の4類型が規定されています。

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏洩
- ④ 特定の入札談合の幫助



なお、入札談合等とは、独占禁止法第3条又は第8条第1号（私的独占又は不当な取引制限の禁止）に違反する行為とされています。

○ 入札等の公正を害すべき行為（入札談合等関与行為防止法第8条）

発注機関職員が、事業者に対し談合を唆したり、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示することその他の方法により入札等の公正を害すべき行為をいいます。（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）

- ◎ 独占禁止法違反行為の存在を前提とするものではありません。
- ◎ 行為の態様が入札談合等関与行為のように4類型に限定されているわけではありません。
- ◎ 捜査機関（検察・警察）の独自の探知により捜査が始まる場合があります。

< 過去の「入札等の公正を害すべき行為」の一例 >

○ 林野庁（平成26年）

林野庁近畿中国森林管理局の職員は、同局奈良森林管理事務所が発注した災害復旧工事の一般競争入札において、特定の会社に対して入札書比較価格に近い価格を漏洩したとして、第8条違反等に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。

○ 青森県（令和2年）

青森県の職員は、同県が発注した土地評価業務委託の指名競争入札において、不動産鑑定士らと共謀して特定の会社に落札させることを決定し、特定の業者に入札参加業者名を漏えいしたとして、第8条違反等に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。

■ 官製談合を防止するための心構え

過去事例における官製談合の動機

○ 青森市「入札談合等関与行為に関する調査報告書」（抜粋）（H22 土木工事に係る官製談合）

- （３） 本件事件に関与した当時の総務部契約課関係職員についても、その責任の一端はあったというべきである。
なぜなら、（中略）、Ｙ氏という当時の全体的な権力を有した上司からの命令とはいえ、（中略）大方の職員は、本来、談合を抑止すべき厳正な職務を漫然と怠り、総務部契約課の決裁ラインにいた期間の青森市特定土木工事のほとんどすべての入札で談合が行われていたことを看過し、市の損害を防止していなかった。

○ 国交省「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（抜粋）（H24 一般土木工事に係る官製談合）

1 要因・動機

（１） 希薄な違法性認識

今回、入札関連情報について情報漏洩を行った副所長に対し、その際の違法性認識について尋ねたところ、守秘義務違反等の違法行為との認識はあるが、入札談合等関与行為とは思わなかったなどと供述したものがあつたほか、単なる業者談合の幫助にしか過ぎないとの認識であつた。

（２） 人事・仲間意識

今回関与した副所長らは、先輩のキャリアパスなどから、現在の役職を無難に全うすることが、本局幹部への昇進につながるとの認識があつたと考えられる。（中略）要請を断って関係を悪化させたり、前任の非違行為を質したりすることで現場を荒立て自分の評判を落としたり、既に本局幹部となつた先輩との関係を悪化させたりするリスクを冒すよりも、（外部に露見さえしなければ）前任が行つたことに同調してうまく対応する方が、より「賢い身の施し方」と判断したと推察される。

このような周囲との人間関係、今後のキャリアパス等を優先し不正行為を黙認することを組織は求めていません。「談合関与行為は業務として期待されていない」「組織の方針に反する」との正しい認識を！

■ 関係法令 (参考)

〔独占禁止法〕(抄)

第2条

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

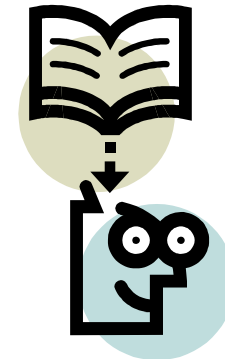
第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～四 (略)

五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせないようにすること。



〔入札談合等関与行為防止法〕(抄)

第2条

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業者又は事業者団体に入札談合を行わせること。

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2. 不適切事案の概要等

■ UH-X事案

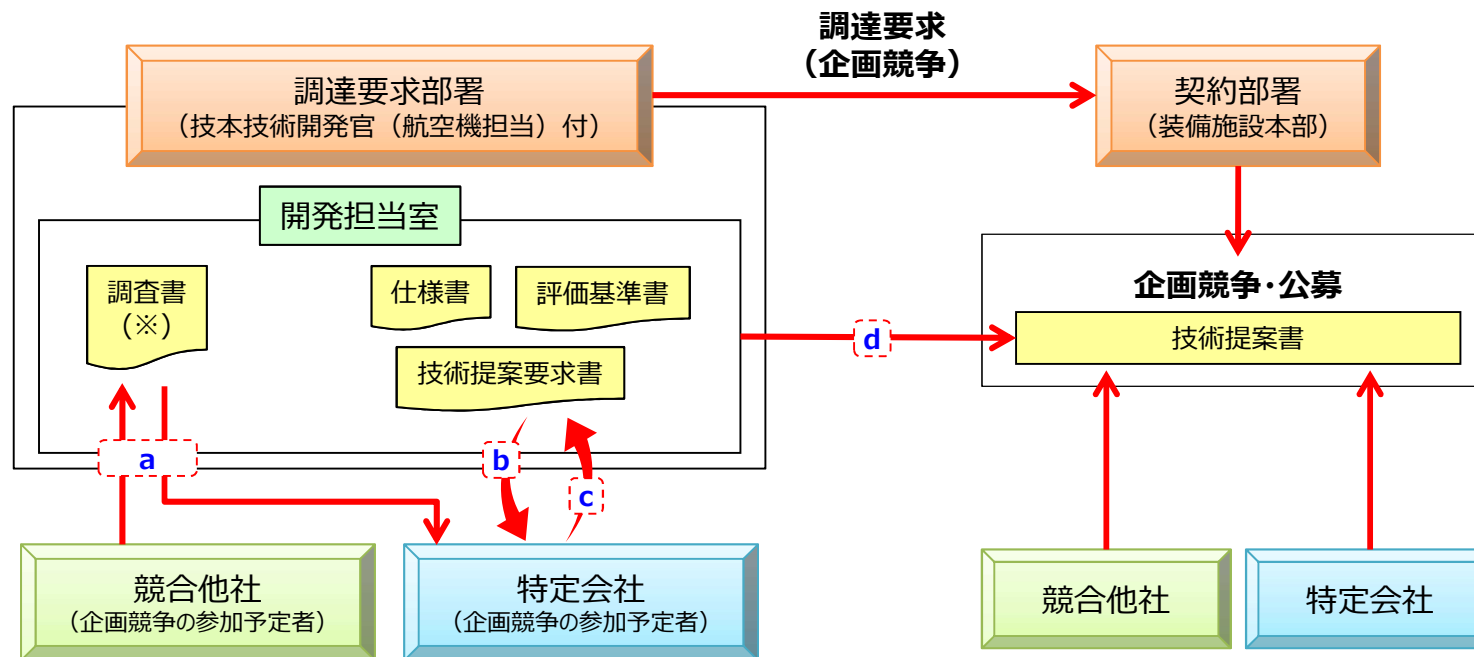
【技術研究本部技術開発官（航空機担当） 付開発担当室】

- ① 企画競争において特定会社の提案が採用されるよう、特定会社のみ
に仕様書等の案を手交。また、特定会社からの要望を取り入れて案文
を修正等し、競合他社では実現困難と見込まれる内容を仕様へ反映。
- ② 企画競争に参加予定の競合他社が作成した調査書（開発案の内
容が記載された文書で営業秘密も含まれる）の一部を提供し、競合他
社には答えられない内容で評価に差がつくよう技術提案要求書案等の
作成を依頼。

◇ これらは、官製談合防止法に違反する行為

事業者その他の者に入札等に関する秘密を
教示することにより、当該入札等の公正を害
すべき行為を行った

として、東京簡易裁判所に略式命令請求され、その後、
罰金100万円が科された。



- a 競合他社作成の調査書の一部を特定会社に提供
- b 特定会社に対し仕様書、技術提案要求書、評価基準書の案を手交
- c 自社の開発案であって競合他社の開発案では実現困難な内容を提案
- d 評価の実施（特定会社の提案を盛り込んだ評価基準書に基づき評価を実施）

（※）技術研究本部が、試作事業の内容を確定するために必要な基礎資料で、役務請負契約により業者から取得するもの。

■ UH-X事案で行われたこと（その1）



UH-Xは国産を追求し、過去の研究開発の成果を継承するためには、A社でなければならない！

（問題の背景）UH-Xのプロジェクトに際し、競合他社のライセンス改造機種より、国産機の開発経験を生かすことが、今後の技術継承を考慮したときに必要であるとの認識が、開発担当室の総意として存在した。

担当室長



担当室員

〔技術研究本部開発担当室〕

特定会社（A社）
【国産開発機】

競合他社（B社）
【ライセンス改造機】



理由の如何を問わず、競争相手方が複数予定される事業において、**勝手な判断や思い込みで契約相手方を決めることは競争性を阻害するおそれがあることから、絶対にやってはいけません。**

仕様書案を送付するので、競合他社では実現困難な内容となるよう検討してください。

（問題の背景）仕様書や提案要求書等の作成に際し、特定会社のみ意見を求め、その要望を反映するなど公平性・透明性を欠く行為が行われ、また、担当者にこれが問題のある行為であるとの認識が薄かった。

分かりました。

担当室員



ありがとうございました。

当社の要望・意見を回答します。

特定会社（A社）
【国産開発機】

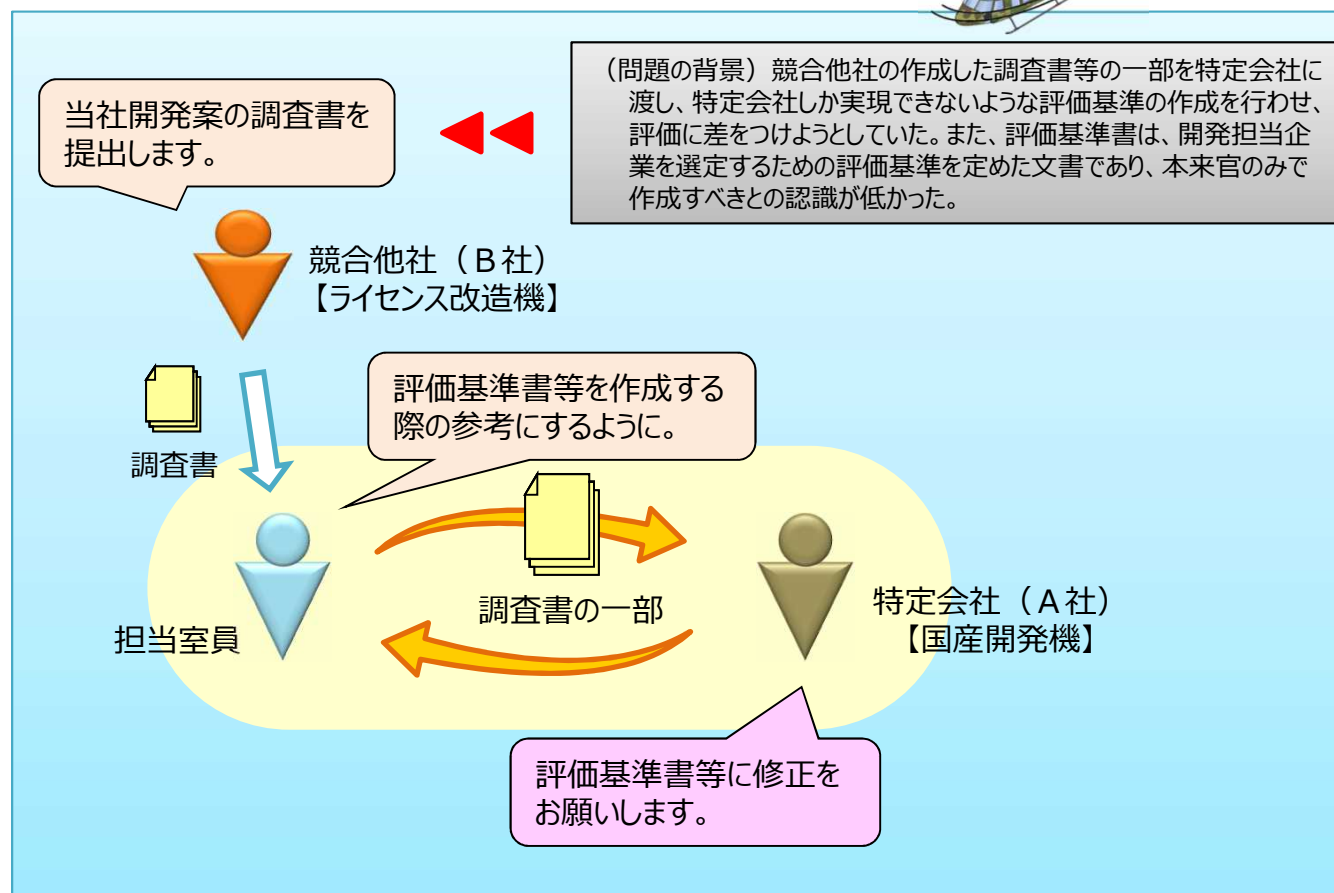


競合他社（B社）
【ライセンス改造機】



競合会社が複数社ある場合、仕様書等を作成するために会社に意見を求める際は、特定の会社に偏った問合せをし、要望を反映するような行為は絶対にやってはいけません。

■ UH-X事案で行われたこと（その2）



- 会社から入手した資料は、**「注意」などの表示を行い適切に管理するのはもちろん、作成会社の許可を得ずに第三者へ提供してはいけません。**
- 評価基準書は、**開発担当企業を選定するための評価の基準を定めた文書**であり、官が作成すべき文書であることから、**当然会社へ手交してはいけません。**
- 会社から入手した資料を第三者に渡す場合には、資料を作成した会社に許可を得るとともに、**受注可能な会社全てに対して、公平に情報提供しなければなりません。**

入札談合等関与行為防止法に違反したと認定された者は、重い懲戒処分の対象となりました。

（例） 当時の開発担当室長 停職15日 罰金100万円
 当時の開発担当室員 停職10日 罰金100万円

■ 艦載ヘリ事案

【海上幕僚監部】

- 艦載ヘリの機種選定に際し、海上幕僚長が海幕関係職員に対し、特定の機種を例示するなどの配慮を欠く発言をし、それを受けた職員が、機種選定に関わる内局関係職員に適切とはいえない説明を行うとともに、一部の機種が評価を満たすことが困難と推定される要求性能を運用要求書等に反映した。
- 機種選定手続を定めた通達に基づき実施されるべき決裁行為等が簡略化されていた。

◇ これらは、官製談合防止法等の法律に違反する行為ではないものの、当該機種選定手続の公正性が担保されているとはいえないものとなっていた。

本件事案では、業界関係者等との接触に関連して機種選定の公正性が歪められたとの事実は確認されていないが、監察の過程において、**対応要領通達や下位規則で定める実施状況に不備等がある**ことなどが明らかとなった。

【1】 実施状況に係る不備

- 対象者一覧表の作成
機種選定に従事する職員の一覧表を作成していない又は作成しているが漏れがある
- 監査部門への報告
対象者一覧、接触報告の通知等がなされていない又はしていたが漏れがある。
- 接触方法
複数職員で対応していない / 接触時にOBであるかどうかの確認をしていない
- 接触場所
適切な保全措置が施された場所で接触していない

【2】 不明確な記載内容

- 対象者が不明確
通達等で「密接な」「継続的に」との記載があり、対象者の範囲が不明確となっていた / 発言に影響を有する課長より上位の幹部が対象者に含まれていない
- 様式等の不備
様式に接触相手全員の氏名や退職者の記載欄がない / 作成時期や保存期間が不明確

■ 艦載ヘリ事案における指摘事項・改善策

【1】

実施状況に係る不備

<指摘事項>

規則類の理解及び遵守に対する意識が不十分である

- 対象者一覧表の作成
機種選定に従事する職員の一覧表を作成していない又は作成しているが漏れがある
- 監査部門への報告
対象者一覧、接触報告の通知等がなされていない又はしていたが漏れがある。
- 接触方法
複数職員で対応していない / 接触時にO Bであるかどうかの確認をしていない
- 接触場所
適切な保全措置が施された場所で接触していない



1. 対象者一覧表の作成通知時に、作成者は遵守又は実施する事項について対象者に周知
2. 教育資料を改正し、これを使用した教育での理解を促進

【2】

不明確な記載内容

<指摘事項>

対象者とすべき職員の指定等に関する規定が不明確である

- 対象者が不明確
通達等で「密接な」「継続的に」との記載があり、対象者の範囲が不明確となっていた / 発言に影響を有する課長より上位の幹部が対象者に含まれていない
- 様式等の不備
様式に接触相手全員の氏名や退職者の記載欄がない / 作成時期や保存期間が不明確



1. 次官通達及び長官通知の改正（対象者の明確化及び各種様式の見直し）
2. 教育資料にQ Aを充実させ、実際に業界関係者等と接触する場合に起こりうる疑問点を解消

3. 業界関係者等と接触した場合の対応要領 〔Q&A方式〕

Q 1. 対応要領に定められた留意事項や実施事項はなぜ行わなければならないのか？

A 1. 「あなた自身の身を守るため」です。

- 防衛省では、調達に関する不適切事案が発覚する都度、必要な要因分析を行い再発防止策を講じてきました。
- UH-X事案においては、官側の研究開発業務の従事者が特定の会社が有利になるような不適切な行為を行い、この行為が官製談合防止法違反と認定され、関係者には重い懲戒処分が行われました。
- こうした事案が発生すると、たとえ職員が職務上の必要から何ら問題なく事業者との接触を行ったとしても、第三者からはどんな接触であったかは分からないことから、外形的には「何かやましいことを話しているのではないか」などと、あらぬ疑いをかけられる可能性があります。
- そういった場合に、これらが問題のない接触であったことについて報告し記録を残しておくことで、そうした疑いを払拭し、身の潔白を証明することができます。
- 実務上は、こうした報告等を本務ではなく煩雑とか負担と感じる向きもあるかもしれませんが、万が一の際に、単に「自分の身の潔白は自分が一番知っている」との主観的評価のみではなく、「ちゃんと当時作成したエビデンスがある」と客観的に示せるよう、根拠規則に規定された事項は必要な措置であるとの認識を持つことが大切です。

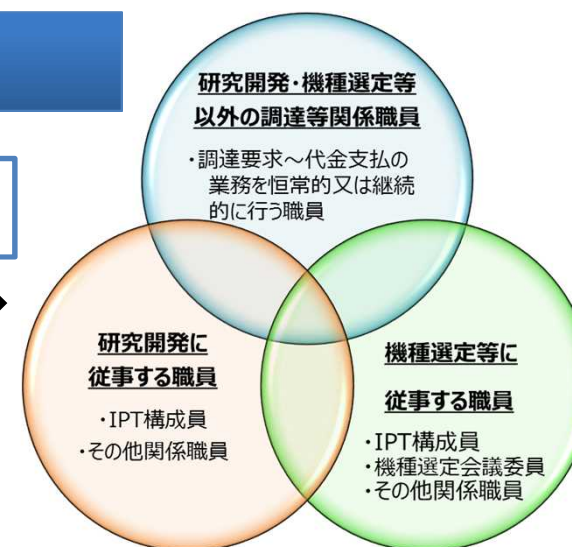
Q 2. 対応要領の対象となるのはどのような職員か？

A 2. 次に示す「調達等関係職員」が対象となります。

防衛省に勤務する

「**研究開発**」又は「**機種選定等**」に従事している
恒常的、継続的に「**以下に示す業務**」に従事する } 職員

通知 1 (3) ア〜ウ



「研究開発」

装備品等の研究開発に関する

- 研究開発見積りの依頼、作成
- 研究開発要求の作成
- 実施計画の作成
- 概算要求資料の作成
- 仕様書の作成
- RFI等の提案を求める文書の作成
- 評価基準書の作成及び評価の実施
- 上記各項目に関連する資料の収集、作成（合議や決裁を含む。）

例) 研究開発に係るIPT構成員、検討に携わる職員、当該職員の職務上の上級者、関係会議の出席者（代理を含む）、会議資料を作成する職員など

「機種選定等」

装備品等の機種の選定又は評価基準に基づく契約相手方の選定に関する

- 運用要求書の作成
- 要求性能書の作成
- 仕様書の作成
- 提案要求書の作成
- 評価基準書の作成及び評価の実施
- 上記各項目に関連する資料の収集、作成（合議や決裁を含む。）

例) 機種選定等に係る検討会議等の構成員、IPT構成員、当該職員の職務上の上級者、関係会議の出席者（代理を含む）、会議資料を作成する職員など

「以下に示す業務」

調達等関係業務（有償援助を除く。）に関する

- 調達要求書の作成（仕様書を含む。）
- 事業者等の資格審査及び登録
- 予定価格の作成
- 原価監査
- 契約相手方の選定及び契約の締結
- 監督及び検査
- 代金の支払
- 上記各項目に関連する資料の収集、作成（合議や決裁を含む。）

例) 上記の業務を行うことを任務とする部署の職員など

Q 3. 「業界関係者等」の範囲は？

A 3. 防衛省と関連のある法人その他団体、個人事業主又は外国政府に所属する者であって、接触を求めてくる者又は接触する必要がある者を指します。（事業者や組織ではなく個人が該当します）



○ 次のア～オに該当する事業者等の**役員、従業員、代理人**

- ア 工事等の契約に係る有資格者名簿及び物品等の契約に係る参加資格者名簿に記載されている事業者等
- イ 現に工事等及び物品等に係る契約を締結している事業者等
- ウ イの下請負者又は業務の一部を再委託された事業者等
- エ 積算事務において依頼により見積りを行った事業者等
- オ アからエまでに掲げるもののほか、研究開発又は機種選定等において、提案を行う又は予定している事業者等（下請負者を含む。）

○ **機種選定等に関わる事業者等の所在する外国政府の職員**であって、研究開発若しくは機種選定等に関し接触を求めてくる者又は必要な資料を入手するために接触する必要がある者



Q 4. 業界関係者と接触してもよい場合とは？

A 4. 次に示す「職務上必要と認められる接触」の場合のみとなります。

通達 3 (2)

通知 2

- ・ 仕様書及びその関係資料作成のために必要な場合
- ・ 積算事務における見積りの内容確認等に必要な場合
- ・ 契約事務における事業者等との公告、入札心得等に記載された手続等に必要な場合
- ・ 契約書及びこれに付随するものに基づく契約相手方等との調整等に必要な場合
- ・ 工事や物品等の調達の実施に関する規則類の規定に基づき必要な接触を行う場合
- ・ 装備品等の研究開発又は機種選定等に関する業務に必要な場合
- ・ 事業者等の役員等の就任あいさつ、年末年始等の儀礼上のあいさつに対応する場合
- ・ 工事や物品等における最新技術等に関し、業界関係者から情報収集を行う場合
- ・ 事業者等が主催し、又は参加する技術等に関する講習会等に出席する場合

調達等関係業務を行うために業界関係者等と接触することは必要であり、何ら制限をするものではありません。

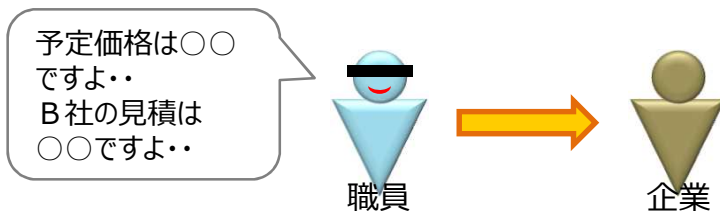
また、将来の研究開発などの資とするために最新技術などの情報収集などを行うことも重要であり、そうした接触を行うのに必要以上に委縮する必要はありません。

Q 5. 業界関係者と接触する場合に留意しなければならないことは？

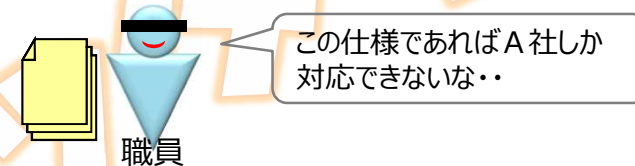
A 5. 特定の事業者等が不当に有利又は不利になることにつながる行為をしてはいけません。 **通達 3 (1)**

例えば・・・

× 調達等業務関連資料（※）であって、公になっていないものなどの情報を漏えいすること。



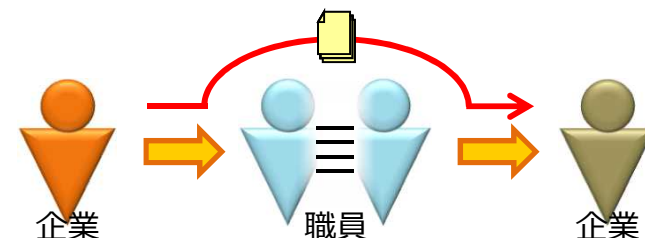
× 調達等業務関連資料に、特定の会社しか受注できないこととなる趣旨の記述をすること。



× 調達等業務関連資料の作成の際に、特定の会社に偏った問合せをすること。



× 会社の情報や作成した資料を、当該会社の許可なく他の会社に伝達すること。



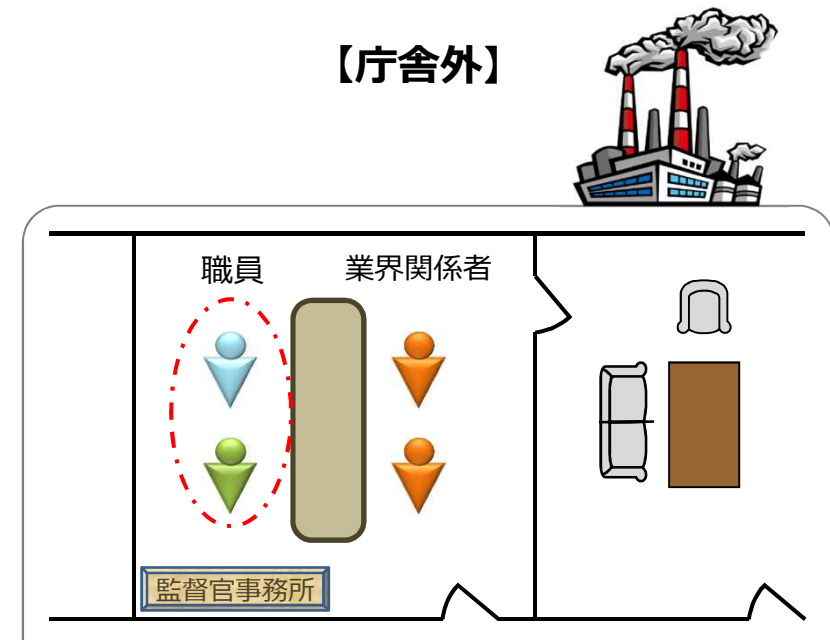
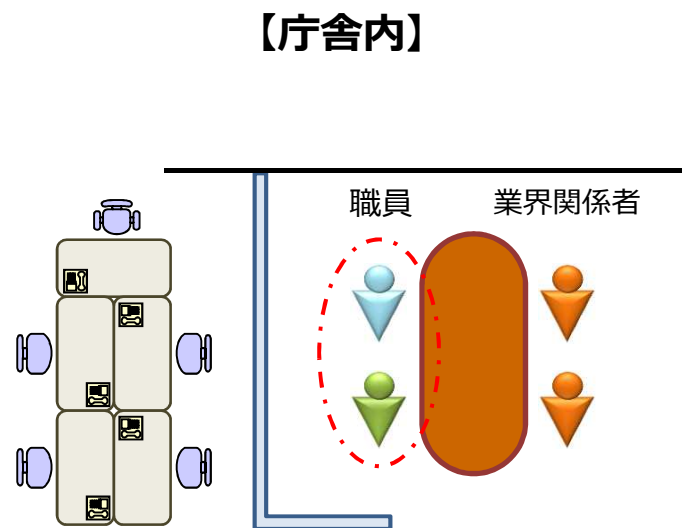
(※) 調達に係る積算価格、予定価格、他社の見積価格及び仕様書、運用要求書、要求性能書、提案要求書その他調達等関係業務の実施に際し作成される資料

Q 6. 業界関係者と接触してもよい場所は、どのような場所ですか？

A 6. (庁舎内) 会議室等執務室以外の無関係な者の立入りが制限された区画。ただし、場合によっては執務室をパーティションで区画する等の適切な情報保全措置が施された場所も可。
(庁舎外) 製造等の現場、工事監督事務所、契約相手方事務所など

通達 3 (3)

通知 3, 4



また、接触は原則として複数の職員で行うこととしますが、以下の場合は、例外的に上級者の了解を得て職員が単独で対応することができます。(Q 7も参照) **通知5**

- (1) 簡易な内容確認を伴う書類等の受渡し
- (2) 原価監査及び監督・検査並びにこれらに準ずる業務の実施
- (3) 事業者等の主催又は参加する技術等に関する講習会等への出席
- (4) 事業者等の役員等の就任あいさつ、年末年始等の儀礼上のあいさつ対応

Q 7. 業界関係者との接触の方法、留意事項は？

A 7. 原則として複数の職員で対応、留意事項の事業者等への伝達等を行ってください。

通達 3 (4)(5)(6)(8)

通知 3, 4

- 原則として複数の職員で対応することとし、働きかけがあった場合は指名停止や公表等の措置を行う旨をあらかじめ伝達する。（装備庁では必要事項を記載した資料の掲示、提示により伝達しています。）
- 退職者（業界関係者等のうち、防衛省での勤務経験を有する者）が含まれる場合、更に下図のとおり追加的な措置を講じる。

通常の接触時 （退職者が含まれない場合）		退職者が含まれる場合	
【通常の接触の方法】 原則として複数の職員で対応	+	【退職者との接触で追加する条件】 うち少なくとも 1 名は幹部相当職員 （内局部員以上、幹部自衛官、幹部相当事務官等）	
【通常の働きかけを受けた場合の措置】 働きかけに関する報告書の作成	+	【退職者との接触で追加する条件】 当該報告書に退職者であることを明記	

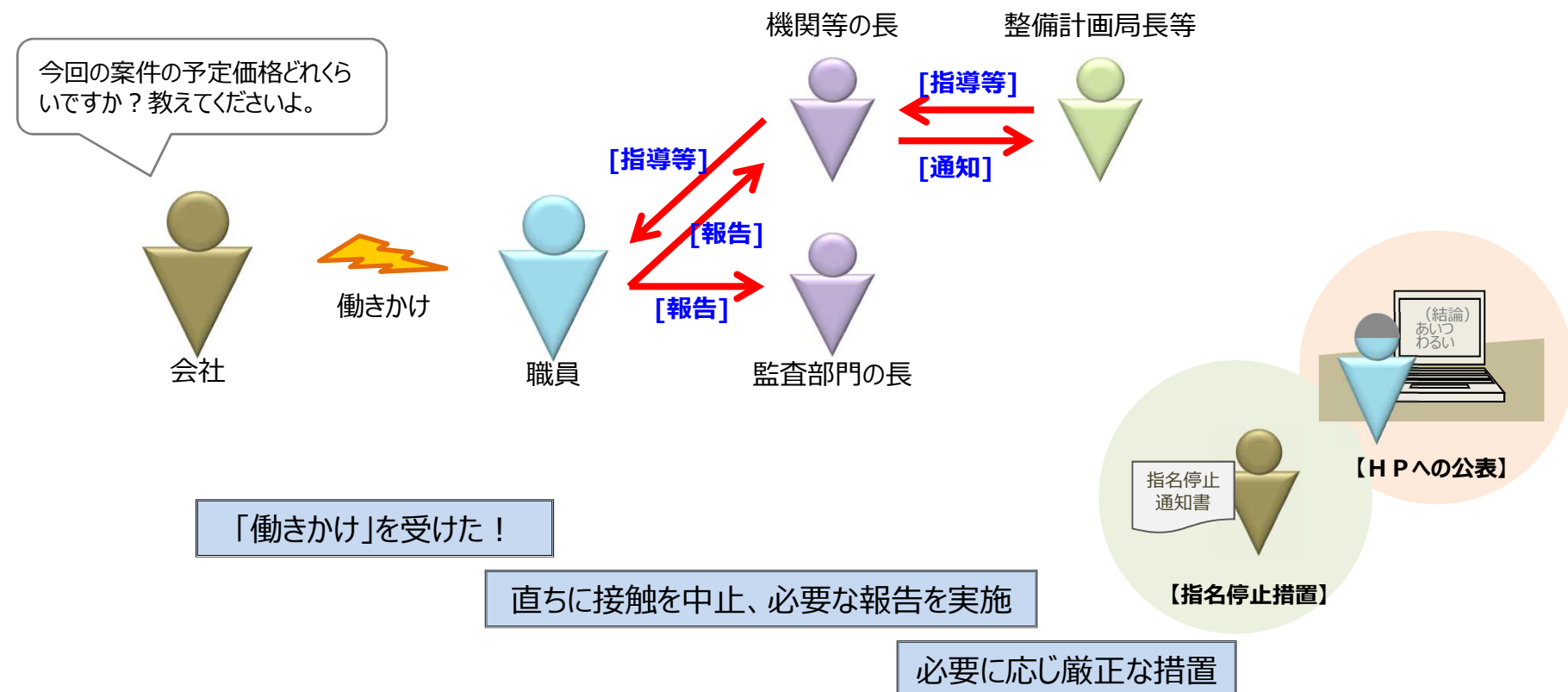
※ 退職者であることを故意に伏せて接触した場合は、
書面又は口答で、警告又は注意を喚起する。

Q 8. 業界関係者と接触した際必要となる報告とは？

A 8. 働きかけを受けた場合（働きかけに関する報告）及び主要な機種選定等・研究開発に従事する職員が業界関係者等と接触した場合（接触報告）の2つの場合があります。

【CASE_1 : 働きかけを受けた場合】

通達 5

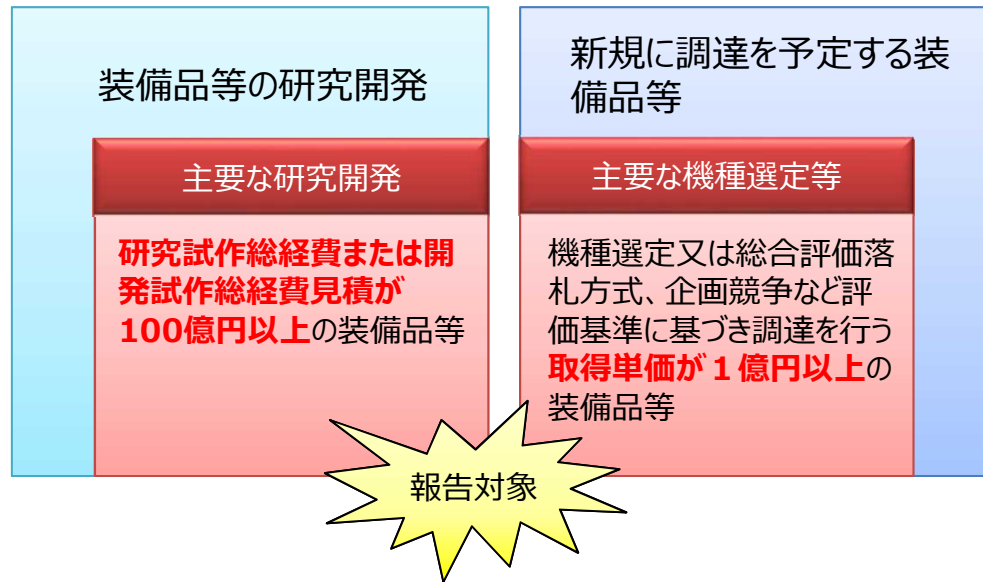


【次頁へ続く】

【前頁から続く】

【CASE_2 : 主要な機種選定等・研究開発に従事する職員が業界関係者等と接触した場合】

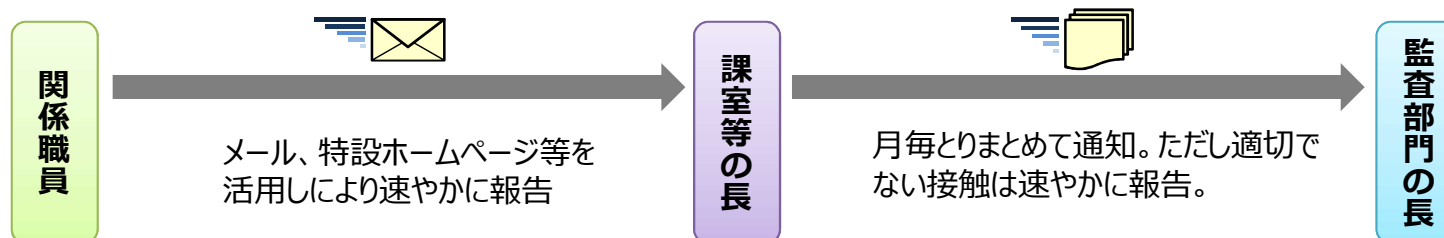
通達4 通知6



【1】報告が必要となるものは、**「主要な研究開発」**又は**「主要な機種選定等」**です。

【2】報告が必要となるものは、**その業務に関わる業界関係者との接触の「全て」**です。

(直接接触、メール、電話等の種別、課業時間内外、接触時の内容を問わず全てが対象)



Q 9. 対象者一覧表の作成とは？

A 9. 装備品等の研究開発及び機種選定等に従事する職員の一覧（対象者一覧表）を、課室等の長が作成し、監査実施部門の長に通知します。

通達 7 **通知 9**

- 研究開発又は機種選定等の事業案件ごとに作成（主要なものだけでなく、全ての案件について作成）
- 当初作成時及び従事している職員（対象者）に変更（指名、削除）が生じた都度、作成して通知
- 作成・通知に先立ち、対象者に留意事項や実施事項についてあらかじめ周知（教育・周知の実施状況は年度終了後に報告）
- 対象者に変更が生じた日の属する月の翌月末までに作成、通知
- 一覧表は、前回通知時のリストに追加する形で作成する。（変更の履歴を消さない）
- 接触報告が必要な事業であって、明らかに当該事業に 関連しない接触と認める範囲を設定する場合は、その範囲を記載する。
- 対象者一覧表は、当該研究開発又は当該機種選定等の終了時から起算して5年間保存

[illegible]

Q10. 課室等の長への報告を省略できる範囲とは？

A 10. 主要な装備品等の研究開発又は機種選定等業務に係る業界関係者等との接触であっても、明らかに当該研究開発等に関連しないものと課室等の長が認める接触については、報告を省略することができます。

通知6(3)

[illegible]

- 接触報告が必要な事業であって、課室等の長が明らかに当該事業に関連しない接触と認める範囲を設定する場合は、対象者一覧表に具体的な範囲を記載し、監査実施部門に通知する。

どのような範囲を設定することが適切か？

- 「課室等の長へ業界関係者等と接触した旨を報告」することは、第三者からの疑念を払拭し、自身の身の潔白を証明することを目的としています。



- つまり、原則は報告を求めることとするものの、外形的に第三者からの疑念を生じさせる余地のない接触については、接触報告を省略させることもできるものと考えられます。

- 具体的な例として、例えば次のような場合が想定されます。

ア 先方の所属部署や役職等から当該事業に関与していないことが明確な場合

イ 会議の開催通知や会議用資料、当該業界関係者等とのやり取りなどの内容から別事業の案件で接触することが明確な場合

ウ 事前に別事業の案件に関する接触であることを前提とした訪問や来省であることが明確な場合

エ 同席する職員の所属等から、別の事業の案件での接触であることが明確な場合

Q 11. 課室長がやるべきことは？ また、監査実施部門の長がやるべきことは？

A 11. 具体的な実施事項をまとめると、下図のようになります。



課室等の長

- ・ 装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している**職員の指定及び解除**を行い、**対象者一覧表に反映し通知**（合わせて対象者一覧表作成時の周知の実施）通達 7 通知 9
- ・ 報告対象会社との接触において、**報告する場合と報告を要しない場合の指定**通知 8（3）
- ・ **事業の期間中、週 1 回を目途に報告を要する接触の有無に従事者に確認**
- ・ 報告内容が留意事項に反していないか、必要と認められる接触以外の接触でないか、**対象職員の報告が適切になされているか**などについて確認通達 4（3）
- ・ 監査実施部門に対する接触報告の通知
- ・ 長期的には、特定の会社だけにのみ接触していないかなども確認

- ・ 課室長から**対象者一覧表**と**毎月の接触報告一覧表**を受け、その内容について監査等の機会を通じ**確認**通達 4（2）（3） 通達 5（1） 通達 7
（具体的には、留意事項に反していないか、必要と認められる接触であるか、報告すべき職員であるにもかかわらず報告が無いのはなぜかなどの観点で確認を行うなど）
- ・ 上記の事実関係について、**課室長に確認や説明を求めたり、指摘**などを監査等の機会を通じ実施
- ・ 長期的には、特定の会社に偏った接触が行われていないかなども確認
- ・ 通知を受けた書類の適切な保管



監査実施部門の長

Q 12. 業界関係者と不適切な接触をするとうなるのか？

A 12. 調達経理業務に関する違反行為として、懲戒処分等に出されることがあります。

調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）（防人計第8500号。19.8.31）

【別紙第 1】

違反行為の類型例	違反態様
(1) 仕様書作成、積算、入札、契約業務などの 職務上必要となる範囲を超えて、業界関係者と接触 すること。 (2) 適切な 情報保全措置が施されていない庁舎内の執務室において、業界関係者と接触 すること。 (3) 職務上の 上級者の了解を得ることなく、単独で業界関係者と接触 すること。 (4) 業界関係者から 不当な働きかけを受けたにもかかわらず、接触報告書を作成せず、機関等の長に報告又は整備計画局長等 に通知しないこと。 (5) 防衛省 退職者である業界関係者と接触する際に、職務上の上級者の了解を得ることなく、本省部員、幹部自衛官等を同席させない こと。	調達経理業務に従事する職員と業界関係者との不適切な接触等

【別紙第 2】

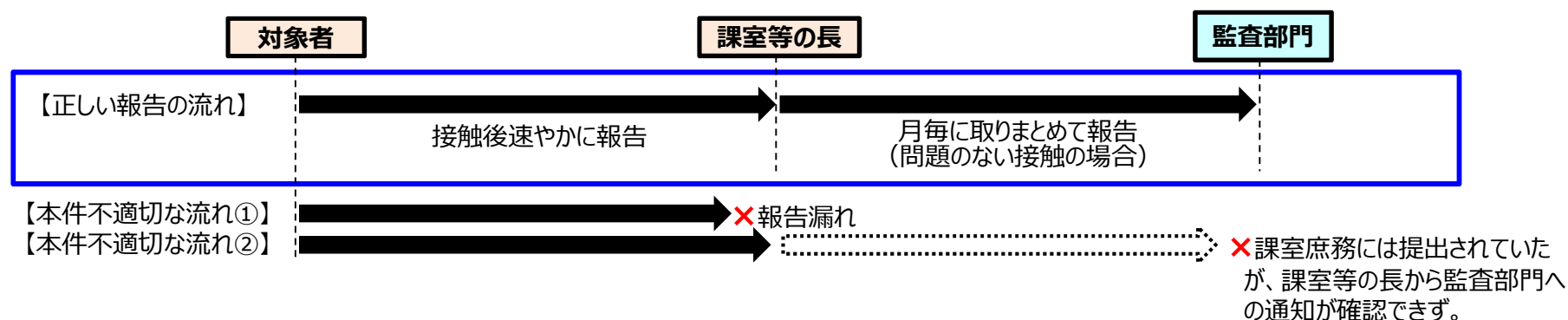
違反態様	処分基準	違反行為の類型例
調達経理業務に従事する職員と業界関係者との不適切な接触等	停職、減給、戒告、訓戒又は注意	(1) 業界関係者から不当な働きかけを受けたにもかかわらず、接触報告書を作成せず、機関等の長に報告又は整備計画局長等に通知しない場合は、停職の重処分 (2) 職務上必要となる範囲を超えて、業界関係者と接触した場合は、軽処分 (3) 職務上の上級者の了解を得ることなく、単独で業界関係者と接触した場合は、訓戒又は注意

（参考）事例紹介〔ある装備品の構成品選定に係る接触報告等の報告漏れ〕

- ◆ 平成30年に実施したある装備品の構成品選定に際し、一部の機関において、業界関係者等の接触した場合に実施することとされている接触内容の報告がなされていなかった。
- ◆ 内局から接触報告の必要性や教育資料等について周知をされていたが、その内容の理解や主旨の認識が不十分なまま業務を遂行し、結果として報告漏れが発生した。

◇ 法令等ではなく、防衛省の内部規則に基づく手順を適切に行っていなかったものではあるものの、当該構成品選定手続の公正性について疑念を抱かれ、結果として国会等での追求を受けることとなった。

本件事例では、業界関係者等との接触に関連して機種選定の公正性が歪められた事実は確認されていませんが、根拠規則等の理解・認識不足を原因とする報告漏れがあったことにより、第三者からは、構成品選定に関し何かあったのではとの疑念を持たれることとなりました。



本件事例を踏まえ、報告漏れを防ぐための取組として、報告を受ける側である課室等の長から対象者に対し、報告を要する事業の期間中、週1回を目途として報告を要する接触の有無を確認※することを規定したほか、課室等の長が事業の特性等に応じて定めることができることとされていた「報告を要しない範囲」を、これまでのように課室内のみで留めるのではなく、監査実施部門へ通知することとした。

※当該確認が業務負担とならないよう、例えば定例の課内会報等のトピックとして設定するなど既存業務への追加等の工夫が考えられる。

■ おわりに

- ◆ UH-X事案、艦載ヘリ事案は、国民の負託に応え我が国の平和と安全を確保するという崇高な使命・任務を担う防衛省・自衛隊として、断じてあってはならない事案です。
防衛省・自衛隊は、改善措置を早期かつ確実に実現することにより、この事案によって失われた国民の信頼を一日も早く取り戻していかなければなりません。
- ◆ 関係職員は、本資料のほか、防衛監察本部「コンプライアンス・ガイダンス」や公正取引委員会「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」などを参照し、平素から入札談合防止を含めた不祥事防止に対する意識の向上に努めてください。

ホームページのURLは令和3年4月現在のものです

- 防衛監察本部「コンプライアンス・ガイダンス」
http://web.mod.go.jp/igo/compliance/guidance/pdf/cg6_kanri-full-2.pdf（管理者用）
http://web.mod.go.jp/igo/compliance/digest/pdf/cg6_taiin-full-3.pdf（一般隊員用）
- 公正取引委員会事務局「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」
https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text_files/honbunr2.10.pdf
- UH-X事案の詳細について（→国立国会図書館アーカイブ（WARP）へのリンクです）
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11503343/www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/uhx_iinkai_gsdf/index.html
- 艦載ヘリ事案（特別防衛監察結果）について
https://www.mod.go.jp/igo/inspection/pdf/special03_report.pdf

研究開発・機種選定等に従事する職員が業界関係者等と接触する際の留意事項等

装管調第8337号
(令和3年6月3日) 別紙

- ❑ 貴官は、「研究開発・機種選定等に従事する職員」として登録されました。
- ❑ 該当業務に従事するにあたり、業界関係者等との接触に関し留意する事項、必要な報告等についてよく認識・理解いただき、事務の公正かつ透明な遂行に努めてください。
- ❑ また、留意事項等の細部については必ず関連規則を参照し、正しい理解・認識をもって業務を遂行してください。

問い合わせ先：防衛装備庁調達企画課（調達企画室：内線35891～35894）

1. 関連規則

- ◎ 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について
(防経装第8303号。19.8.30。事務次官通達。以下「通達」と表記。)
- ◎ 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について
(装管調第89号。27.10.1。防衛装備庁長官通知。以下「通知」と表記。)

2. 対応要領の主旨

- ◎ 研究開発・機種選定等に係る事務の公正かつ透明な執行の確保（外部からの不要な疑いを招いた際の反証としての活用）

3. 業界関係者等との接触に当たっての留意事項

〔cf. 通達第3項各号、通知第2項～第5項〕

- ◎ 特定の事業者等が**不当に有利又は不利になることにつながる行為**（公になっていない情報の漏えい、特定の事業者等しか受注できない記載等）の**禁止**
- ◎ 接触は**職務上必要な場合**に限定
- ◎ 接触（対面）は**複数の職員**で、会議室等適切な**情報保全措置が施された場所**で実施
- ◎ 接触相手が**防衛省OB**の場合、接触する職員のうち少なくとも**1名は幹部相当**で対応

4. 対象者（従事者）の登録・解除時の措置（全ての研究開発・機種選定等）

〔cf. 通達第7項、通知第9項、第6項第3号〕

- ◎ 課室等の長は、研究開発・機種選定等に**従事している職員の一覧表を**、作成の翌月末までに**監査部門の長に通知**
- ◎ 対象者一覧表は、当初登録時のほか、**従事者の変動の都度作成し通知**（事業終了時は対象者全員を解除し通知）する必要
- ◎ 接触報告が必要な事業について、**報告を省略できる範囲を定める場合は**、対象者一覧表と合わせて**監査部門の長に通知**

研究開発・機種選定等に従事する職員が業界関係者等と接触する際の留意事項等（続き）

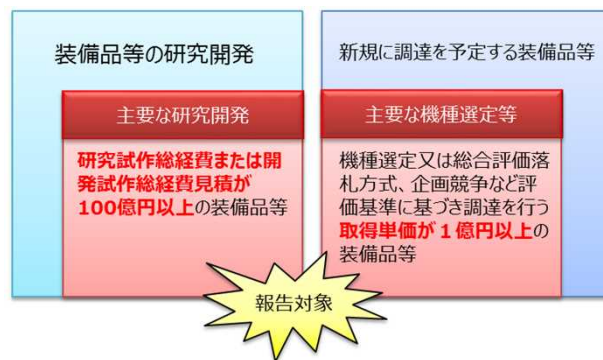
5. 接触時の措置（主要な研究開発・機種選定等に限る。）

〔cf. 通達第4項各号、通知第6項各号〕

- ◎ 接触（電話・メールを含む。）した者は、速やかに接触の内容を課室等の長に報告
- ◎ 課室等の長は、報告内容を月毎にとりまとめ、翌月末までに監査部門の長に通知
（ただし、不適切な接触と判断されるものについては速やかに機関等の長及び監査部門の長に報告）
- ◎ 通知を受けた機関等の長は、報告内容を、整備計画局長（機種選定）／衛生監（衛生資材）／防衛装備庁長官（衛生資材以外）に通知
- ◎ 特に複数の機関が参集する会議等について、報告の必要性の事前周知や報告内容の共有等、報告漏れ防止のための工夫を実施
- ◎ 課室等の長は、週1回を目途に、自ら対象者に対し接触報告状況を確認

報告が必要な範囲

【1】「主要な研究開発」又は「主要な機種選定等」



【2】その業務に関わる業界関係者との接触の「全て」※ （対面、メール、電話等の種別、接触時の内容等を問わず全て）



※通知第6項第3号に基づき課室等の長が報告を省略させることができる範囲を設けることができる。

6. 業界関係者等から働きかけを受けた場合の措置（全ての研究開発・機種選定等）

〔cf. 通達第5項各号、通知第6項各号〕

- ◎ 働きかけを拒否し、直ちに接触を中止
- ◎ 働きかけに関する報告書を作成し、速やかに機関等の長及び監査部門の長に提出
- ◎ 提出を受けた機関等の長は、報告内容を、整備計画局長（工事）／衛生監（衛生資材）／防衛装備庁長官（左記以外）に通知
- ◎ 衛生監（衛生資材）／防衛装備庁長官（左記以外）は、働きかけを行った事業者等に対し、必要に応じ指名停止や公表等の措置を実施